

補助金に乗じた不当な営業活動に注意

町では、コロナ禍における新たな事業展開に対し、基盤強化事業補助金などの補助金制度を設けていますが、「益城町の補助金の対象になる」と言って強引な営業を行い、契約などをさせようとする事例が発生しています。対象になるかどうかを確認し、正しい申請方法に基づき手続きを行わないと、補助金が交付されない場合がありますので、十分に注意してください。

トラブルについて

トラブルの事例

- ・「補助金の対象になる」と言い高額な商品やサービスを紹介される。
- ・補助金申請書を記入させられ商品等の代金を前払いで請求された。

トラブルを避けるポイント

- ・補助金の対象になるかは、必ず自分で町のホームページを確認したり、役場に問い合わせる。
- ・物品の購入やサービスの契約を新規で行う場合、補助金の交付決定を受けて行う。

閩産業振興課 商工観光係 ☎ 286 - 3277

在宅で介護している人へ介護者手当を支給します

被介護者を常時介護している介護者に対し、その労をねぎらい、福祉の増進を目的として手当を支給します。

この場合の被介護者とは

町に住所があり、10月1日から前の1年間、次のいずれかに該当し、常時介護が必要な人

- ①介護保険制度の要介護4以上 / ②身体障害者手帳1種1級所持者 / ③療育手帳A1所持者

この場合の介護者とは

10月1日現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、引き続き1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

支給の対象とならない場合

被介護者、または介護者が令和元年10月1日から令和2年9月30日までに、

- ・病院、施設等に30日を超える入院/入所/ショートステイ利用をしたとき
- ・他の市町村が支給する、在宅ねたきり老人等介護者手当等(同様の手当を含む)を受けたとき
- ・在宅介護者および当該被介護者等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により、当該被介護者に係る特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)の規定による改正前の「福祉手当」をいう)の支給を受けたとき

手当の申請

受付期間	10月1日(木)～30日(金) (土・日・祝日を除く)
受付場所	福祉課
必要なもの	介護者と被介護者の印鑑(スタンプ式不可) / 被介護者の健康保険証 / 介護者の預貯金口座が分かるもの(預金通帳など)
手当の額	年額5万円。次のいずれかに該当する場合は年額10万円 <ul style="list-style-type: none"> ・被介護者要件①に該当し、入院等および介護サービスの利用がない ・被介護者要件②か③に該当し、入院等および障害福祉サービス、障害児通所支援の利用がない
支給方法	調査と審査後、決定し、口座振り込みで支給。

- ・申請時に介護者の介護状況等を調査し、後日、訪問調査を行う場合があります。
- ・前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

閩福祉課 高齢者支援係 ☎ 286 - 3114
障がい支援係 ☎ 286 - 3115